

国立大学法人東京学芸大学点検評価会議社会貢献活動部会要項の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (組織) 第3条 部会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(5) 〔省略〕 (6) <u>広報連携協力課長</u> 〔省略〕 (庶務) 第9条 部会の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部<u>広報連携協力課</u>が処理する。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、平成21年7月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (組織) 第3条 部会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(5) 〔省略〕 (6) <u>企画課長</u> 〔省略〕 (庶務) 第9条 部会の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部<u>企画課</u>が処理する。 〔省略〕